

静岡県国家学会と岡田良一郎の国家思想 (一)

和田 守

はじめに

一 静岡県国家学会の設立と活動

- (一) 設立経緯
 - (二) 設立趣旨
 - (三) 会員組織と事業 (以上本号)
 - 二 岡田良一郎の国家思想 (以下次号)
- 結びにかえて

はじめに

一八八九年(明治二十二)五月五日、静岡県国家学会が設立された。その名称からも窺われるとおり、一八八七年二月に設立された国家学会を模した学術研究団体であり、「静岡県国家学会規則」第一条には、「本会ニ加入スルモノハ社会万有ノ人事ヲ統轄シテ国家運動ノ針路ヲ講究スルヲ目的トス。其大意ハ東京国家学会ノ旨趣ニ捩ル⁽¹⁾」と謳われている

のである。

国家学会は、一八八六年三月公布の「帝国大学令」⁽²⁾によって帝国大学の法科大学に政治学科が新設された際、政治学科の学生を中心にその設立が発議され開設された学会であり、「国家学会規則」⁽³⁾第二条に「本会ノ目的ハ憲法行政財政外交経済政理統計等国家学ニ属スル諸学科ヲ講究スルニアリ」⁽⁴⁾とあるごとく、国家学の体系的講究を目的とした学術研究団体であった。あわせて講義討論会の開催や『国家学会雑誌』の発行をとおして啓蒙活動も行っている。

国家学会は当初九四名の会員によって発足し漸次会員数は増加しているが、地方支部設置の規定はなく、あくまで法科大学政治学科関係者を中心としつつ国家学の専門研究者による学術団体であった。この意味で、「東京国家学会」の旨趣に拠った団体が静岡の地で設立されたことは異例のことであったといえよう。

首唱者は遠江国倉真村（現掛川市）出身の岡田良一郎である。岡田は遠江報徳運動の主導者であるとともに、明治初年の大区小区制のもとで浜松県民会議長、静岡県第十大区長をつとめ、三新法体制のもとでは佐野城東郡長、静岡県会議員・常置委員を歴任した静岡県屈指の経世家・政治指導者で、静岡県国家学会設立一年後の第一回衆議院議員選挙では静岡県第四区で当選し中央政界に進出している人物である。岡田の政治歴から見れば、地方政界のリーダーから中央政界の一翼へと進出する際に静岡県国家学会が設立されているのである。この点で、首唱者岡田のみならず同会の設立に参集した人びとは、国会開設による国政参与の機会に、帝国大学の国家学会との提携をとおして体系的国家学の講究・普及に意欲を燃やしはじめたのであろうことが窺われる。

静岡県国家学会設立とともに『静岡県国家学会論纂』（以下、同書は『論纂』と略記する）⁽⁵⁾を発行しており、現在確認できる第一号（一八八九年六月一三日）から第五号（一八九〇年一〇月一〇日）によって、同会の設立趣旨、規則、会員、演説会開催、会計など、また東京の国家学会との関係など、設立から一年半にわたる期間についてその活動の概

要を把握することができる。そこで本稿では、資料紹介を兼ねながら、「東京国家学会」との提携を標榜した稀有の団体として静岡県国家学会の概要をまとめ、あわせて岡田良一郎の国家思想の特色について考察することにする。

(1) 静岡県国家学会蔵版・森本大八郎編『静岡県国家学会論叢』第一号、一八八九年六月一三日、四二頁。以下、同書は『論纂』と略記する。

(2) 一八七七年東京医学校と東京開成学校を合併して東京大学が設立された際、政治学関係は文学部第一科「史学哲学及政治学科」に置かれ、七九年に第一科は「哲学政治学及理財学科」となり、さらに八一年には哲学科と分離して第二科「政治学及理財学科」となり、八五年に同学科は法学部に移され、法学部は法政学部と改称されたが、八六年公布の帝国大学令によって法政学部は法科大学となり、学科としては法律学科と並んで政治学科が開設されたのである。

(3) 『国家学会雑誌』第一号、一八八七年三月一五日、五五頁「本会記事」、石井良助「国家学会の創立」(『国家学会雑誌』八〇巻九・一〇号、一九六七年八月一〇日)参照。なお、国家学会の設立にあたっては学生を中心として法科大学内の気運に加えて伊藤博文の賛助があった。

(4) 『国家学会雑誌』第一号、五六頁。

(5) 第一号は東京大学法学部明治新聞雑誌文庫、第一号から第五号が関西大学図書館に所蔵されている。本稿執筆にあたっては関西大学図書館所蔵本を複写整本した静岡大学図書館所蔵のものを利用した。本書については『静岡県近代史研究会会報』第四六号(一九八二年七月一〇日)で、目次など簡単な資料紹介がある。なお、第一号表紙記載の出版日は六月一三日であるが、奥付記載の出版日は六月一一日となっている。五号についても表紙では一〇月一〇日、奥付では一〇月一日である。

一 静岡県国家学会の設立と活動

(一) 設立経緯

岡田良一郎は一八九九年三月二日付で「静岡県国家学会々員ヲ募集スルノ書」(以下、「旨趣書」と略す)と、「静岡県国家学会規則」を発し、会員募集に着手している。このうち「旨趣書」は、それ以前、同年の一月一日に起草し、その後岡山兼吉に相談のうえ、正式にとりまとめたものであるが、『国家学会雑誌』第一号に掲載された帝国大学総長(法科大学長)・国家学会評議員渡辺洪基の「本会開設ノ旨趣」を援用しながら、国家学講究の重要性、自由党・改進黨・帝政黨など諸党派から独立した学術研究団体結成の意義などについて論じている。ここではその内容を討究する前提として、この時期の岡田について、とくに国家学会との関係についてふれてみることにする。岡田は一八八九年二月ないし三月に国家学会の会員になっているのである。

一八八七年二月に設立された国家学会の会員資格は、当初、「国家学会規則」第三条で「旧東京大学卒業ノ学士帝国大学ノ教授卒業生学生々徒及国家学専門ノ名士ニシテ本会ノ目的ヲ協賛スルモノニ限り本会々員トス」¹⁾と規定されているとおりに、旧東京大学・帝国大学関係者ならびに特に国家学考究の専門家に限られていた。岡田はそのいずれにも該当しない。ただし、実子一木喜徳郎(次男)が政治学科に在学中で、設立当初からの会員であった。²⁾一木は一八八七年七月卒業、³⁾引き続き大学院に進学している。この関係で岡田は国家学会の設立について了知しており、『国家学会雑誌』も購読していたものと思われる。また長子岡田良平は国家学会員ではないが、法学協会員で一八八七年七月に哲学科を卒業している。良平からも聞き及んでいたものと推察される。岡田良平、一木喜徳郎の両子とも静岡県国家学会設立後

の学術講演会に講師として演説するなど、しばしば帰郷して父の事業を応援しているのであり、地方名望家がその子弟を東京遊学させ、その縁で中央の学会、官界、政界との関係を緊密にしていた典型例である。

こうした子弟を通しての間接的な関係のほか、国家学会の組織体制にも一八八八年一〇月二七日の臨時会で改革が加えられ、その結果、岡田良一郎入会の道が開かれた。会員資格の拡大である。「国家学会規則」第三条は次のように改正されたのである。

第三条 本会々員ハ左ノ三種ノ者ニ限ル

第一 法科大学教授卒業生及ヒ学生

第二 外国ノ大学ニ於テ国家学ニ属スル学科ヲ研修シ卒業証書ヲ得タル者

第三 国家学ニ属スル学科ヲ修メ若クハ之ニ関スル実歴アルモノ

この第三号の追加規定により入会の門戸を拡大し、「本会ハ是ニ於テ学殖及ヒ実歴ヲ以テ互ニ相攻修スルノ便ヲ具ヘタリ^④」との改革を行ったのである。この改正を機に政界から伊藤博文、井上馨、伊東已代治、大隈重信、後藤象二郎、勝海舟、実業界から渋沢栄一、益田孝、言論界から田口卯吉、徳富蘇峰らが入会、改正前二一六名であった会員数が翌年三月上旬までに三二九名になっている。四カ月ほどの間に一〇〇名以上の新規加入者を得ているのである。岡田良一郎の入会は一八八九年三月一五日発行の『国家学会雑誌』第三卷二五号の「本会記事」欄に「先月来新ニ入会セル者左ノ如シ」として掲載されている。同年二月一五日以降三月一五日以前に入会したことが確認できるのである。また、静岡県国家学会設立にあたって岡田が支援を依頼した岡山兼吉は規則改正直後に入会した三一名のうちの一人であった。岡山は一八八二年七月東京大学法学部卒業、鷗渡会員として立憲改進黨結成に加わり、あわせて東京専門学校創立に参画、一八八九年には東京代言人新組合会長に就任しているが、遠江国横須賀藩士の家の出身という地縁もあり、自由民

権運動期、大同団結運動期とも静岡に来ており、その関係で岡田との提携も生まれたものと思われる。⁵ 岡山も一八九〇年の第一回総選挙において静岡県第三区で当選している。

このように静岡県国家学会設立の「旨趣書」を起草するとともに、岡田は国家学会に正式加入するが、一八八八年一〇月の規則改正にともなう入会資格拡大によって、地方人士への門戸解放の感触を得て、静岡の地における同趣旨の学会設立を企画しはじめたのであろう。『静岡大務新聞』が報ずるところによると、一八八八年一二月初旬各県会議員に「東京なる国家学会に倣りて県下に政治学の研究会を起し、豆州三島、駿州静岡、遠州浜松三ヶ所に巍々たる会館を建築して右の研究所に宛てんとするの目論見」の書を送り、協賛を求めたとのことである。⁶ また翌八九年一月六日掛川農学舎で開催された学術講演会において、静岡県国家学会設立を提起し、⁷ 二月一四日付同紙の報道では、国家学会を静岡に設立すべく、すでに「趣意書」と「規則書」を頒布したとのことである。先の「旨趣書」および「静岡県国家学会規則」は正式には三月二日付となっており、『論纂』第一号の「本会記事」にも「本年三月ヲ以テ本会ノ旨趣書及ヒ規則ヲ発シ静岡大務、暁鐘両新聞ノ附録トシ会員募集ノ広告ヲ為シタルニ、爾来加盟者漸次増加シ」⁸ とあるが、設立の呼びかけは、事実上、前年の一二月に始まり、一、二月段階ではすでに具体化していたのである。二月二七日付で新聞への広告も掲載されている。三月三日付『静岡大務新聞』での広告は次のとおりである。

静岡県国家学会開設ニ付規則書御熟覧ノ上有士ノ諸君ハ特別会員若シクハ普通会员御加盟相成度、尤モ来ル三月、四月ノ中浜松、掛川、藤枝、静岡、三島ノ五ヶ所ニ於テ創立演説会可相開見込ニ付、成ルベク其以前御加盟御申込相成度、此旨広告候也

明治二十二年二月二十七日

この広告とともにすでに加盟した「特別会員」の氏名も掲載されているが、広告で予定した三月、四月中、県内五カ所での「創立演説会」は開催されなかった。五月五日静岡で開催したものが、少くとも正式には第一回目であった。

この間、岡田は四月一八日に上京し、岡山兼吉の紹介で渡辺洪基総長に面会し静岡県国家学会設立についての協力・援助を要請している。具体的には、発会の際に総長の臨席と講師派遣の依頼である。この依頼にたいする渡辺総長の返答は次のとおりであった。⁽⁹⁾

総長ニ八大ニ此挙ヲ賞賛セラレ、国家学会ノ支派地方ニ開クルハ本学会ノ尤モ祝スル所ナレハ、余ハ喜ンテ臨席スルコトヲ諾スヘク、又学士数名ヲモ同行シテ學術ノ演説ヲ為スコトヲ辞スルコト無ルヘシ。若シ此挙ヲ以テ蒿矢ト為シ漸次各府県ニ此学会ノ行ハル、ニ至ラハ国家ノ慶亦少々ナラサルヘシト。即チ五月四日ヲ以テ大学書記ナル兼法科大学教授文学士和田垣謙三氏、法科大学教授文学士穂積八束氏ト同行静岡へ出張シ五日ヲ以テ開会スルコトヲ約議セラレタリ」と。

岡田側の記録なので、渡辺総長の返答につき、そのまま正確さを保証することはできないが、岡田との面談で渡辺総長は国家学会の「支派」開設に好意的であり、また静岡での開設を蒿矢にして漸次各府県に類似団体が設立されるならば「国家ノ慶亦少々ナラサルヘシ」と回答し、岡田の依頼を快諾していることは注目すべきことである。これが国家学会の正式のあるいは組織的対応であったのか、渡辺個人の好意によるものかは判然としないが、国家学会側にとって国家学講究の地方的普及に少なからぬ関心があったことは、次の資料からも窺われる。すなわち、同年五月二〇日の第九回月次会のおり「臨時総衆会」を開催し、「カネテ渡辺洪基氏ノ提出ニ係ル所ノ本会規則改正案ヲ議定」しているのである。改正点で重要なのは、第四章の標目たる「雑誌」を「事業」に復し、第四条、第五条を廃し、新たに以下の第四条を置いたことである。⁽¹⁰⁾

第四条 第二章ノ目的ヲ達センガ為本会ハ左ノ事業ヲ企図ス

- 一 毎月一回會員ノ集会ヲ開キ国家学ニ関スル事項ヲ講談論議スルコト
 - 一 期ヲ定メテ講議ヲ公開シ會員ノ外特ニ認許ヲ受ケタル者ニ無料若クハ有料ヲ以テ聴講ヲ許スコト
 - 一 国家学ニ関スル事項ヲ講究スル為特ニ會員集合シテ研究会ヲ開クコト
 - 一 国家学ニ関スル事項ニ付各地方又ハ外国各地ト通信ヲ開キ講究ノ材料ヲ蒐集スルコト
 - 一 国家学ニ関スル理論及应用ニ関シ公益ニ有益ナリト認ムル者ヲ刊行発売スルコト
 - 一 国家学ニ関スル著述講説及通信ニ対シ相当ノ報酬ヲ与へ国家学ノ拡張ヲ図ルコト
 - 一 国家学ニ関スル論説記事及本会報告ヲ刊行シテ雑誌トナシ之ヲ會員ニ頒チ并ニ之ヲ発売スルコト
- 但シ右ノ事項ハ時々評議員ノ議定ヲ經テ之ヲ履行スルモノトス

この改正規定のうち、ここでは特に第四号と第六号が重要である。国家学講究の材料蒐集という限定的目的ではあれ「地方」との「通信」を開くことを規定しており、それが国家学拡張の一環として積極的に打ち出されているのである。もちろんこの点も、渡辺が岡田と面談したおり応答したという「支派」開設に相当するものと拡大解釈することには無理があるが、一八八九年の大日本帝国憲法発布と市制・町村制施行、九〇年の国会開設と明治憲法体制の確立にあたって、国家学会は會員資格において大学関係者・専門研究者のみならず政界・実業界・言論界など国家学に関して「実歴アルモノ」に門戸を開放し、またその「事業」において「地方」との「通信」に積極的であつた。国家学を講壇の狭い範囲内に止めることなく各界ならびに地方社会の指導的人物にまで開放し、その基盤を拡大しようと努めたのである。ちなみに『国家学会雑誌』第三卷第三一号（一八八九年九月一五日）には、法学士早川千吉郎「駿遠報徳社の組織」が掲載され、そのなかで早川は、国家学の講究にあたって「一国の風俗習慣等」に関する「精密なる調査」の必要を訴え、

その具体例として報徳社組織研究の重要性を挙げている。そしてその調査研究のため早川は、一八八九年一月大学の命により静岡地方に出張して遠州々立報徳社々長岡田良一郎らに面接、また同社の実況を観察したとのことである。¹¹この早川千吉郎の報徳社調査は国家学講究の一環としての「地方」における「材料」蒐集に相当するが、早川の静岡出張の時期は岡田が静岡県国家学会設立の企図を具体化しつつあった時期にあつてゐる。この点でも岡田と国家学会との関係は緊密の度を深めつつあつたのであり、国家学会の側では「材料」蒐集にとどまらず、地方社会との「通信」は、より拡大されたものとなつていつたと推量できるのである。

(1) 『国家学会雑誌』第一号、五六頁。

(2) 同前、六一頁。

(3) 『国家学会雑誌』第五号、一八八七年七月一五日、三〇五頁。

(4) 『国家学会雑誌』第二二号、一八八八年一月一五日。

(5) 岡山兼吉「東遠紀行」(『内外政事情』一八八三年一月七日)によれば、岡山は一八八二年一二月静岡遊説の際、岡田に邂逅している。その時の談議の様子など同紀行は次のように伝えている。「折しも遠州佐野城東郡長岡田良一郎君東京よりの帰途此地(静岡)に宿さるることにて、余は本社の市島兄(市島謙吉)と共に往年氏を訪ふたるの因みもあれば、其旅店に至り伴ふて懇親会場に到る、氏は遠州の奇士たること誰も知る所にして、其の農事に熱心なるは人の挙て称する所なるが、山田兄(山田一郎)問ふに其の主義を以てしたれば、氏は我は無主義なり、然れども止むを得ずんば立憲農政党を組成すべく思ふなりと云はれたれば一座その熱心に感じたり、時事の既に密にしても宴も亦是は闌にいたり離別を惜みたれども、限りあるの日数を以て旅行をなす身にしあれば再会を期して散会す」と。静岡県民権百年実行委員会編『静岡県自由民権史料集』三一書房、一九八四年、三九三頁参照。

(6) 『静岡大務新聞』一八八八年二月九日、二月二一日。

(7) 「静岡県国家学会」と題する一八八九年一月九日付『静岡大務新聞』の報道記事は次のとおりである。「東京に国家学会なるものあり。国家学会雑誌を發行し、松方大蔵大臣、渡辺帝国大学総長等の紳士が一方ならず之れに尽力し居ることは疾くに世人の知る所なるが、本県会常置委員たる岡田良一郎氏は遠州掛川辺に静岡県国家学会なるものを設立し国家組織

の大本たる政治理財の原理を研究するの会合を起さんとして昨今熱心に計画中のよし。去ればにや氏は去る六日掛川農学舎に開きたる學術演舌会に於ても国家学会設立の趣旨を演じたる由」と。

- (8) 『論纂』第一号、四八頁。
- (9) 同前、同頁。
- (10) 『国家学会雜誌』第三卷第二八号、一八八九年六月一五日、三六五―三六六頁。
- (11) 『国家学会雜誌』第三卷第三一號、一八八九年九月一五日、五五五―五五六頁。

(二) 設立趣旨

岡田良一郎は帝国大学総長渡辺洪基の賛助を得て、一八八九年五月五日に静岡県国家学会を開設した。当日、静岡市下魚町宝台院で開催された創立演説会に、渡辺総長は肥田浜五郎御料局長の葬儀参列のため臨席できなかったが、先の約議どおり国家学会から和田垣謙三、穂積八束が、また学士会院会員杉享二も参会し講演している。岡田良一郎「本会開会ノ旨趣ヲ告ク」、杉享二「国家学ハ講究セサルヘカラス」、穂積八束「憲法々理ノ要点」、和田垣謙三「經濟論」、岡田良一郎「国家学私見」が演題であった。午前九時開会の創立演説会に午前・午後あわせて六七二名にのぼる多数の會員・公衆が参集、聴聞したとのことである。県書記官・課長、師範・中学両校長はじめ「地方有為の紳士」ならびに学生らであった。⁽¹⁾

このようにして開設を迎えた静岡県国家学会の規則は十三カ条から成る。次のとおりである。⁽²⁾

静岡県国家学会規則

第一条 本会ニ加入スルモノハ社会万有ノ人事ヲ統轄シテ国家運動ノ針路ヲ講究スルヲ目的トス。其大意ハ東京国家学会ノ旨趣ニ拠ル。

第二条 本会ハ本部ヲ静岡ニ置キ、支部ヲ浜松、三島ノ二所ニ置ク。但、会員ノ増加スルニ及ンテ漸次支部ヲ増置スヘシ。

第三条 本部ノ常会ハ八月、十一月トシ、支部ノ常会ハ追テ之ヲ定ム。臨時会ハ役員ノ協議ヲ以テ之ヲ聞クヲ得。

第四条 常会ニハ会員出場シ、學術ヲ討論シ、所見ヲ演説スヘシ。其討論演説ハ公衆ノ傍聴ヲ許スヘシ。

第五条 会員ヲ別テ名誉会員、特別会員、普通会員ノ三種トス。名誉会員ハ本県出身ノ貴顕学士等ヲ乞フテ承諾ヲ得ヘク、特別会員ハ毎年会費金壹円、普通会員ハ毎年三拾錢ヲ出スヘシ。但、会籍寄留ヲ論セス本県ニ居住スルモノハ会員タルコトヲ得ヘシ。

第六条 本会々員ハ政党ニ入ラスト雖トモ、若シ政党ニ必用アルトキハ自カラ政党ヲ組織シ、又ハ他ノ政党ニ加入スルヲ妨ケス。

第七条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク。而シテ任期ハ一ケ年トス。

会長一名 副会長一名 幹事毎国各々五名

第八条 役員ハ特別会員ヨリ互選スヘシ。其選挙ハ毎年十一月常会ニ於テスヘシ。

第九条 役員ハ名誉職トス。但、常会ノ節本支部互ニ出張セル者ハ相当ノ旅費日当ヲ給ス。

第十条 本部常会ノ討論演説筆記ハ印刷シテ会員ニ頒ツヘシ。

第十一条 会費支払残金ハ確實ノ銀行ヘ預ケ置キ、其計算ハ毎年一回報告スヘシ。

第十二条 本支部会堂建築ヲ要スルトキハ更ニ有志ノ寄附ヲ募集スルコトアルヘシ。

第十三条 本会々則増補改正スルハ特別会員ノ會議ヲ以テシ、細則ハ役員ニ於テ議定シ追テ会員ヘ通報スヘシ。

明治二十二年三月二日

静岡県国家学会

この「静岡県国家学会規則」第一条の目的について、「其大意ハ東京国家学会ノ旨趣ニ拠ル」とあるが、先述したとおり「国家学会規則」第二条では「本会ノ目的ハ憲法行政財政外交経済政理統計等国家学ニ属スル諸学科ヲ講究スルニアリ」と謳われている。この点は静岡県国家学会設立とともに発刊された『論纂』の「例言」第一に「本書ハ憲法行政法律財政経済外交統計等国家学ニ属スル論説演説等ヲ纂集シスルノ学ヲ研究スルノ資ニ供ス」と、ほぼ同趣旨のことが誌されている。ただし、岡田良一郎の長子岡田良平が一八八九年八月一五日沼津浅間神社拝殿を会場に開催された学術演説会での講演「社会単位ノ変遷」の冒頭で「静岡県国家学会ハ国家学ヲ發達セシムルノ会ニ非スシテ之ヲ擴張スルノ会ナリ^③」と率直に述べているごとく、国家学の講究とはいえ専門研究者によるそれではなく、「東京国家学会」の学術研究を学習し、そのうえで地方社会の実態を踏まえて敷廷することに主眼があつた。国家学会の側からすれば啓蒙活動の一環であり、これを承けた静岡県国家学会の側からすれば地方社会改良の実績のうゑに国家学を講究し、また国家学講究の成果を地方社会の改良に資するということになる。地方政治を国政レベルに拡大してゆく方策の一つでもあつたのである。この点で「静岡県国家学会規則」第一条で謳っている「社会万有ノ人事ヲ統轄シテ国家運動ノ針路ヲ講究スルヲ目的トス」とあるが、国家学講究の抱負ないし意義について、「旨趣書」のなかで岡田良一郎は「偏ニ静岡県ヲ以テ大同団結シ静岡県ヲ以テ中正不偏ノ地ニ立チ静岡県下三州二十三郡一百余万人ヲ以テ自治ヲ為シ天下ト並ヒ立テ以テ国家ヲ護リ改良進歩ノ計ヲ為サント欲スルモノナリ。而シテ其資料ヲ蓄ヘ元素ヲ義成スルニ於テ国家学ヲ舎テ又何ノ道アルカ、余カ輩不似ト雖モ諸君ト与ニ身ヲ竭シテ事ニ斯ニ從ハン^④」と述べているのである。

ここで岡田は静岡県民の自治確立に尽力し、あわせてそれを基礎に国家の改良進歩に寄与するために国家学の講究が不可欠であるとしている。実践的には、市制・町村制による地方自治制の施行と明治憲法体制の成立を結びつけながら、国会開設による国政参与への抱負となつていたのである。しかもこの点は、同じく「旨趣書」で「余カ輩ハ政党ヲ組織

スルヲ務メスシテ国家学ノ興起ヲ図ルモノナリ」と断じているごとく、当時の民党勢力を再結集した大同団結運動に見られたような政党政治の実現をめざしたのではなく、官民一体となった「大同団結」の方向を打ち出していることに特色があった。「天下有力ノ士各自其主義ヲ異ニシ、党派ヲ闘ハシムルカ如キ、夫レ将タ何ノ原因ニ在ルカ、恐ラクハ国家学ノ未タ攻究セサルニ坐スルニ非ランヤ」とも断じているのもこのことを示している。

岡田は、静岡県における大同団結運動隆盛の契機となった一八八七年一月二三日開催の「静岡全県三州有志大懇親会」の首唱者五九名のうちの一人であった。⁵⁾このときの「静岡全県三州有志大懇親会趣旨書」は、以下のような訴えで結ばれている。すなわち、「国会ノ開設眼下ニ迫マル、政治上ノ思想交換セサル可ラサルモノアラン、鉄道ノ落成眼下ニ迫マル、殖産上ノ思想交換セサル可ラサルモノアラン、外人ノ雑居眼下ニ迫マル、社会上ノ思想交換セサルモノアラン、我カ大日本帝国大勢一転ノ機早ク既ニ眼下ニ迫マル、我帝国ヲ奈何ニスヘキカノ問題ト将サニ来ラントスル日本ノ活劇ニ於テ我カ岳南地方カ天下ニ先ツテ策一鞭ヲ着スルノ工夫ハ奈可ニスヘキカノ問題トハ有志懇親会場ニ充チ満チテ、我カ皇室、我カ人民、万々歳ヲ保テヨノ祝声ハ場外ニ溢レ渡ルコトナラン」と。⁶⁾

こうした政治上・殖産上・社会上の思想交換をもとに国会開設を機とする「日本ノ活劇」へのリーダーシップを把握しようとしたのが静岡全県三州有志懇親会の抱負だったのであり、この大同団結運動は翌八八年から八九年にかけての市制・町村制施行準備過程で、地方分権・住民自治の要求とあいまって県内各地に広がっていった。各地で「市町村制研究会」や「學術講演会」が開催され、地域結社の設立も進んでいる。⁷⁾掛川農学社もしばしばこのような研究会や講演会の会場となり、岡田も弁士として立っている。たとえば一八八八年九月三〇日掛川農学社で開催された「自治政談会」には、地元佐野郡のほか城東、棒原、山名、磐田、豊田の各郡から一五〇〇名が参集、小倉鎮之助、河井重蔵、川島滝蔵が郡長主導下で少数の準備委員・人民総代によって進められている自治区造成（町村合併）作業を批判して多数

人民の参加を訴え、近藤壮吉が大同団結運動の発展を促すとともに齋藤和太郎は「天保時代の人間悉く滅して今日の青年が社会に出でて政治上の運動を為すの時に在るべし」と論じ、山田一郎は国会議員たるものは「真個に平民社会の代表者たるの資格を有せざる可らず」と説き、岡田良一郎は以下のように弁じたことである。すなわち、「地方自治の精神を研究して政府の趣旨と人民の之れに対する心得とに論及し、内務省編纂のスタイン伝より自説を確かめ、之を小にしては佐野郡倉真村施政の経験より帰納を結了し畢れり」と。岡田の演説は他の弁士とニュアンスをやや異にしているが、この時期においても大同団結運動のリーダーたちと提携して政談会を組織していたのである。

しかし、岡田は政治上・殖産上・社会上の思想交換が党派であることを忌避し、旧自由党系の大同派と改進黨系の対立が顕現化するなか次第に大同団結運動から距離をおくようになった。一八八九年一月後藤象二郎の静岡遊説を機に大同団結運動が最高潮に達したとき結成された改進黨系の同好会に岡田は参加していない。また同じく改進黨系の人びとが三月に結成した掛川倶楽部にも参加していない。大同派との関係も同様であり、同好会や掛川倶楽部結成時、岡田は静岡県国家学会設立に奔走していたのである。

このように静岡県国家学会の設立は民党勢力と一線を画しつつその準備が進められ、開設にこぎつけた。結果的には藩閥官僚勢力との提携関係を深めることになったといえよう。一八九〇年の第一回総選挙で「中立」を標榜した岡田は当選後、吏党たる大成会の結成に参加することになるのである。その一年後の結果と合わせ考えれば、「国家運動ノ進路」探求という国家学の講究は、岡田にとって「党派」間の「主義」を超越した、国家施策如何という視野に立つ政策学の修得という意味あいを強めていたのであり、この点こそが国政参与の機会を前にして地方有志家に求められた課題に他ならないと、岡田は期していたのである。

とはいえ、「静岡県国家学会規則」第六条では「本会々員ハ政党ニ入ラスト雖トモ若シ政党ニ必用アルトキハ自カラ

政党ヲ組織シヌハ他ノ政党ニ加入スルヲ妨ケス」と規定されているごとく、会員の政党組織との関係を拘束したわけではない。岡田個人ならびに学会組織そのものは政党から距離をおいていたが、政党関係者の入会は拒まなかつたのである。しかし、会の性格を規定したこと、会員の層を規定したことは間違いあるまい。そこで次に、「静岡県国家学会規則」第五条で規定された会員組織の実態と事業内容を概観してみよう。

(1) 『論纂』第一号、四九―五〇頁。なお、岡田良一郎「本会開会ノ旨趣ヲ告ク」は次のとおりであつた。

吾カ輩ハ自カラ賞ラス単独發起シ、静岡県国家学会ナルモノヲ創メ、新聞ニ広告シテ会員ヲ募集シ、本日創立会ヲ開キ諸君ノ来会ヲ煩ハシタルハ頗ル分外ノ挙ナルコトヲ知ル。而シテ諸君ノ之ヲ詰責スルコト無キノミナラス本日斯ク盛ニ来会アリタルハ吾輩ノ榮譽幾干ナルカ、吾カ輩ハ百鎰千鍾ノ恩恵ニモ其喜ヲ易ヘサルナリ。抑モ国家学ト云フコトハ名甚タ新シフシテ其何事タルカ、吾カ輩固ト之ヲ知ラサリシ。而シテ国家学会雑誌ヲ購読スルニ及ヒ大学総長ノ説及諸学士ノ論ヲ通読シ、其意義ノ博高ニシテ其蘊奥ノ究リ無キヲ知り、吾カ終身ノ力ヲ尽シテ従事スヘキハ独リ此学アルコトヲ察シタリ。茲ニ趣意書ヲ起草シテ同志ノ士ニ謀リシニ、不日ニシテ数名ノ賛成者ヲ得タリ。乃チ与ニ首唱者ト為リ会員ヲ募集セシニ、幸ナルカナ同声相應シ同気相需ムルノ諸君アリ、県下三州東端西辺互ニ数十里ヲ隔絶シテ會テ一面一語ヲ接セサルニモ拘ハラズ、書ヲ寄テ同志ヲ表シ加盟ノ申込アリシモノ数十名に及ヒタリ。又東京ニハ榎本大臣ヲ始メトシ諸大家ノ賛成スル所トナリ会員ノ承諾ヲ賜フノ榮ヲ得タリ。茲ニ於テ本日創立ノ会ヲ開キ其旨趣ヲ諸君ニ告ケ、益々賛成ヲ得テ国家学ヲ海内ニ拡張スルノ端緒ヲ開カントス。而シテ其旨趣ノ在ル所吾カ輩不学ニシテ得テ演フル不能ヲ以テ、本日ハ帝国大学総長ノ臨席ヲ乞ヒ必ス臨席アルヘキ約ナリシニ、不幸ニモ当日ハ肥田御料局長ノ葬儀ニ際会セリ。同氏ハ総長旧交尤モ厚ク、仮ヘ何事ノ約アルモ公事ニ非ルヨリハ友宜ニ於テ欠クヘカラサル重事ナレハ、本会ノ臨席ノ儀ハ他日ヲ期セントノ報ヲ得タリ。吾輩ノ失望言フヘカラス。加之国家ノ事信義ヨリ重キハ無シ。仮令博學智識ノ人アリト雖モ、信義無クシテ事ヲ成シ得ヘキモノニ非ス。信義ハ学識ノ基本ナリ。兵去ツヘク食去ツヘキモ、民信無クンハ立タストハ古聖ノ確言ニ非スヤ。今国家ノ事ヲ研究セント欲スルニ当リ第一着ニ此ノ信義ヲ欠クトキハ、後來何事カ能ク成巧スルヲ得ヘケン。国家吾ニ背クアルモ吾レ決シテ国家ニ乖クナケント自誓セシモノ、今ヤ公衆ニ信ヲ失スルノ罪ヲ負ハンカ欺息痛念為ス所ヲ知ラサルニ至ル。依テ四日ハ直ニ上京シテ直ニ総長ニ謁シ、事情ヲ陳述シテ強テ臨席ヲ乞ヒタルニ、総長云、汝ノ意実ニ切ナリ。吾レ誠ニ汝カ言ヲ諒ス。然ルニ遂ニ止ム能ハサルモノハ吾レ積年ノ交誼ヲ其終リニ及ンテ欠クコト能ハス。是レ吾カ信ヲ

全フセントスルニ外ナラス。一朝汝ト約シ併セテ汝同志ノ人ト約シタルモノ是レ決シテ輕ンスルニ非スト雖モ、必ス他日ヲ期シテ履行スルコトヲ得サルニ非ス。今旧友ノ葬ニ会スルハ決シテ再ヒスルコト能ハサル所ナリ。故ヲ以テ遺憾ナカラ遂ニ行クコト能ハサルナリト。茲ニ於テ吾レ思フ。総長信ヲ失スルニ非ス、信彼レ是ヨリ重キモノアルニ因ルノミ。果シテ然ラハ諸君ノ吾ヲ責メテ不信トナスコトアルモ、吾モ亦聊カ其罪ヲ免ル、ヲ得ヘシト。遂ニ和田垣、穂積二氏ノ来会ヲ期シ本会ヲ開会スルニ至タルナリ。故ニ今日国家学ノ本趣ヲ聞クヲ得サルハ吾カ輩ノ遺憾言フヘカラス。乞フ他日ヲ待テ其詳カナルヲ聴クヲ得ン。

吾カ輩ハ思フ。国家学ハ天下最上級ノ大学ナリ。其道博高ニシテ該ネサル無シ。其主義深遠究尽スヘカラス。之ヲ合スレハ社会万象ノ人事ヲ兼テ漏サス、之ヲ分テハ經国済家ノ政ヲ治シ、変化ノ道理ニ応シ世ニ処シテ誤リ無キヲ致スヘシ。即チ本日臨席セラレタル杉先生ハスタチスチツクノ専門家ナリ、和田垣学士ハ經濟専門ノ人、穂積学士ハ憲法ノ学者、皆ナ国家学ニ在テ必要ノ事ナレハ、各其説ヲ聞クコトアラハ亦国家学中ニ備フル所此ノ如キコトヲ知テ、以テ国家学ノ広大ナルヲ知ルヲ得ルニ庶幾カラシ。諸君幸ニ静聴アランコトヲ希望ス。諸君、吾カ輩ハ進ムニ鋭クシテ退クニ速カナルモノニ非ス。吾カ輩ハ国家学ヲ以テ終身ノ業ト為サント欲ス。諸君、若シ微衷ニ採ル所アラハ志ヲ戮セテ与ニ俱ニ經国ノ業ヲ建テン。聊カ開会ノ旨趣ヲ告テ他ハ学士ノ説ニ讓ルニ云爾。

(2) 『論纂』第一号、四二―四四頁。

(3) 『論纂』第二号、一八八九年九月二五日、三五頁。

(4) 『論纂』第一号、三七―四二頁に「旨趣書」が掲載されている。やや長文にわたるが基本的文書なので全文掲載する。なお、渡辺洪基「国家学会設立ノ主旨」を援用しているが、『国家学会雑誌』第一号掲載のそれは「本会開設ノ主旨」である。

静岡県国家学会々員ヲ募集スルノ書

遠江国佐野郡倉真村岡田良一郎再拜稽首、謹テ書ヲ以テ本県三州一百余万人有力有智有徳ニシテ愛国無式ノ我カ同胞兄弟諸君ニ告ク。人ハ曰、本県人士ハ有為ノ氣衆無シ、本県人士ハ政治ノ思想ニ乏シト。又曰、本県人士ハ小慧アリ大度無シ、牛後トナルモ鶏口タル能ハスト。何ソ知ラン、本県人士ノ沈重ニシテ輕拳無キ敏捷ニシテ真否ヲ觀察スルノ卓然タルコトヲ。看ヨ、會テ自由党ニ与スルモノ幾許ニシテ何人ナルカ、改進黨ニ与スルモノ幾許ニシテ何人ナルカ、帝政党ニ与スルモノ固ヨリ屈指スルニ足ラサルヲ。而シテ自由党ノ結果彼レカ如ク、帝政党ノ結果彼カ如キニ非スヤ。而シテ世人ノ漫リニ本県人士ヲ以テ政治思想ニ乏シト云モノハ、世人ノ思想輕易ニシテ専ラ時好ニ走り成否如何ヲ洞観スル能ハス、本県人士ノ氣象如何ヲ察知スル能ハサルニ職由スル無キヲ得ンヤ。本県人士豈世論浮言ニ漂蕩スルモノナランヤ、亦是レ他ノ旗鼓ノ為ニ前驅セサルノミ。然リト雖モ国家ハ活動体ナリ、疾病時アリテ発リ易シ。病ノ治セサル以テ藥石ヲ無効ノ物トシ

テ廢棄スヘカラス。又藥石ノ有害ナルヲ恐レテ徒ニ水火ニ投スヘキモノニ非ス、要時アリテ之ヲ用ヒンノミ。独リ憂フ、藥石ノ性効能力束タ之ヲ精分細折スルニ暇アラス、用捨時ニ中ラスシテ国家ノ性命ヲ損害センコトヲ。近時友人其氏等類リニ余カ為ニ藥石ノ効ヲ説キ、余ニ刀圭氏タランコトヲ慫慂ス。余カ曰、余未タ藥石ノ性効ヲ解セス、焉ンソ国手ヲ以テ自カラ任スルコト得ン。子若シ固憂舎ク能ハスンハ、余ト与ニ国家学会ヲ開クニ志無キヤ。方ニ是レ人身生理ノ学ニ均シク国家治病ノ術時ト与ニ明カナルヲ致スヲ得ン。余カ輩不学固ヨリ国家学ノ如何ヲ説能ハサルヲ以テ、今帝國大学総長渡辺君ノ説ヲ記シテ聊カ大意ノ在ル所ヲ告ケントス。

国家学会設立ノ主旨 渡辺洪基

余ハ今夕會員諸氏ノ需ニ応シ余カ意想ヲ以テ聊カ開會ノ主旨ヲ演ヘントス。然レトモ余ハ固ヨリ国家学ヲ以テ専門トナスモノニ非サルカ故ニ、平生耳学ト讀書トニヨリ聞知會得シタル所ニ捩リ之ヲ略述スルニ止ルヘシ。

蓋シ学トハ万有運行ノ規律ヲ知了スルノ謂ニシテ、之ヲ大ニシテハ宇宙ノ原理ヨリ、之ヲ小ニシテハ禽獸虫魚草木金石等ニ就キ、或ハ其全体ヲ通觀シ、或ハ其部門ヲ分彙シ、以テ其本質及變化ノ理ヲ究ムルニ至ル。即チ哲学及理学ノ諸科是ナリ。而シテ万物ノ靈ト称セラル、人類ニ就テハ之ヲ自然界中ノ一生物トシテ研究スルノ人類学アリ、其聚合体ニ就テ運動變化ヲ究ムルノ社会学アリ。皆其内部各分ノ關係及其外物トノ交渉ヲ考察スルモノナリ。

国家ナルモノハ人類ヲ以テ組織セル一生活体ナルカ故ニ其本質變化ノ理ハ亦必ス之ヲ究ムルノ学アルヘカラス。而シテ古来ノ学者多クハ考察ヲ誤リ、或ハ空漠タル万有ノ原理ノミ談シ、或ハ宗教道德法律等ノ各部分ニ就キ定典ニ捩リ死經ヲ守リ、未タ會テ全体ニ涉リテ觀察ヲ下シ所謂真ノ学ナルモノニ從事セルモノアルヲ聞カス。其實際ニ処シテ国家ノ事ヲ理スルモノニ至リテハ唯自家ノ權謀術數ニ頼ルノミニテ、利害得失ノ見アリト雖モ多クハ偶中ノミ。学理的ノ基礎ニ本キテ之ヲ精査セルモノ一トシテ之アラズ。此レ特ニ東洋ニ在リテ然ルノミニ非ス、西洋諸国ニ於テモ亦其軌轍ヲ同クシ、輓近理学ノ進歩彼カ如ク顯著ナリト雖モ、国家ノ学ニ至リテハ研究猶未タ到ラサル所アリ。是レ其故何ソヤ。

抑、人類機関ノ靈妙複雑ナル其内部ノ關係、外部ノ交渉、他ノ動物植物金石ノ單簡ナルカ如クナラス。其之ヲ研究セントスルヤ、類ヲ以テ相比較シ、以テ其同キヲ取り、表現ノ顕象ニ就テ実験ヲ試ミ、以テ其成績ヲ彙集スルニ温キス。蓋シ一己人ノ生命固ヨリ甚タ長カラス、生ヨリ死ニルマテ僅々數十年ノミ。其變化ノ因果稍々見易キモノアリ。然レトモ其天性本質ヲ学知スルノ道、遂ニ欠漏ヲ免レサルコト此ノ如シ。国家ニ至リテハ機関靈妙ノ人類ヲ以テ之ヲ組織セルモノナレハ、其關係ノ錯綜緻密復タ各個人ノ比ニ非ス。実験ノ場ナク、試験ノ途ナク、其經驗ハ縱横數万里、上下數千年ヲ達觀スルニ非サレハ、其効果ヲ見ルヘカラス。是レ豈數人ノ力朞月ノ勞ヲ以テ能ク致ス所ナランヤ。国家学ノ生長發達遲緩スノ如キ所以ノモノハ此ヲ以テナリ。

然ルニ輓近理学ノ諸科日ヲ逐ヒテ大ニ開ケ、哲学ノ各部門モ亦愈精密ヲ致シ、人類学ノ講究盛ニ興リテ、社会学ヲ唱フルノ徒英国ニ多ク、延キテ全歐ニ波及シ、政治学ノ其影響ヲ被ムルコト洵ニ尠少ナラス。独澳ノ学者遂ニ国家学ヲ唱道スルニ至リ、国家ノ定義成分ヨリ各部分ノ性質、其相互ノ關係、其変化ノ定理及ヒ他ノ对等物トノ關係、外国トノ交渉トニ至ルマテ、条文縷晰スル恰モ一個人類ノ生理ヲ説クカ如ク、未タ定論ト理法トヲ為スニ至ラスト雖トモ、一般ニ学理的ノ觀察ヲ下スノ勢ヲ成シタルカ如シ。

是レ特リ学事進歩ノ為メニ慶スヘキノミナラス実ニ各国家ノ大幸ト謂フヘシ。夫ノ術、生家若クハ医師ニシテ人身ノ生理病理ヲ知ラス、五行消長ノ説ノ如キ空漠タル原理ト自己ノ感觸想像トヲ以テ刀圭ニ從事スルカ若キハ三尺ノ童子モ尚其危キヲ知ル。今夫レ国家ハ猶人身ノ如シ、必スヤ其性質變化ヲ究メ、宗教道德法律ヲ適用シ、而シテ後処理ノ方始メテ肯綮ヲ得タリト謂フヘシ。尚モ之ヲ知ラス妄意臆想ヲ以テ事ニ処スルコト、彼庸医ノ病ヲ治ムルカ如クナラハ其危殆果シテ如何ソヤ。

且ツ夫レ学理的ニ国家ヲ研究スルトキハ以テ各国家ノ異同ヲ甄別スルヲ得ヘク、各其国体ニ從ヒ国風ニ本キ一定ノ政略一定ノ經濟皆基礎ヲ得ヘキコト、猶ホ各己人ノ体格ニ隨ヒテ養生ノ方ヲ按スルカ如クナルヘシ。国家ノ攝養已ニ其方ヲ得ハ、健勝ノ国家ヲ造出スルコト蓋シ難キニ非ス。是レ余カ国家学会ノ設立ヲ企望シ斯思想ヲ世間ニ傳播セント欲スル所以ナリ。

抑々、物理化学金石草木禽獸及人類学ノ如キ有形界諸学並ニ宗教道德法律經濟及哲学等諸科ハ皆国家ノ依テ以テ立ツノ基礎タリ。又之ヲ組織スルノ材料タリ。願クハ特リ政治經濟ノ学ニ從事スル人士ノミニ止ラス前ニ述ヘタル諸学専門ノ士、各其所長ヲ以テ之ヲ幫助シ以テ新生ノ国家学ヲシテ磐石ノ安キニ居ラシメラレンコトヲ。

畢ニ臨ミテ一言スヘキコトアリ。諺ニ学医必スシモ名医ニ非ストイヘルコトアリ。一個人身ノ処理ニ任スルモノニ在リテスラ尚ホ然リ、況ヤ機關錯雜ナル組織ノ精緻ナル国家ヲ処理スルニ於テヤ。国家学ハ譬ハ猶生理病理治療ノ学説ノ如シ。其本質及運行ノ規律ヲ学知シタレハトテ直チニ之ヲ実地ノ政治經濟ニ施得ヘキニ非ス。応用ノ任ハ聡明睿知ニシテ經歷実践ニ富メル人ニ在リ。其人固ヨリ国家学ニ通セサルヘカラス。然レトモ唯国家ニ通セルノ故ヲ以テ直ニ国家ノ實際ニ処シ政治經濟ノ事ニ当リ、以テ成算ヲ期スルハ抑々亦誤レリト謂フヘシ。

国家学ノ大意夫レ斯ノ如シ。故ニ国家ノ財政ヲ改良セント欲セハ財政学攻究セサル可ラス。行政法ヲ論セント欲セハ行政学講セサルヘカラス。法律ナリ宗教ナリ道德ナリ皆是国家ヲ組織スル所ノ経緯ナレハ、僅ニ一端ノ偏見ヲ執テ党旗ヲ立ルコトアラハ、藥石互ニ激亢シ一病倒レテ更ニ前日ヨリ重大ノ劇症ヲ發スルニ至ランノミ。故ニ余カ輩ハ政党ヲ組織スルヲ務メスシテ国家学ノ興起ヲ図ルモノナリ。前者ノ覆轍ヲ觀テ後者ノ起ルヲ前知スヘク、旧体ヲ釐革シ新思ヲ造成スルモ、

資料ヲ斯ニ取ラント欲スルモノナリ。嗚呼、我カ愛國無ニノ同胞兄弟諸君、余ハ諸君ト与ニ永ク國家改良進歩ノ業ヲ負担セント欲ス。是等ノ業何ソ必ス國會開設前後ヲ以テ始終スヘキモノナランヤ。余ハ一時ノ榮枯得喪ヲ競フモノニ非ルナリ。諸君幸ニ國家改良進歩ノ業ニ志アラハ、乞フ微衷ヲ賛テ國家学会ノ興起ヲ謀ランコトヲ。岡田良一郎再拜稽首謹テ本県三州有力有智有徳ニシテ愛國無ニノ我カ同胞兄弟諸君ニ告ク、天下果シテ大同スヘキヤ否ヤ、中立果シテ其中ヲ得ヘキヤ否ヤ、自治果シテ合スヘキヤ否ヤ、余カ輩他ヲ顧ルニ違アラス。偏ニ静岡県ヲ以テ大同團結シ静岡県ヲ以テ中正不偏ノ地ニ立チ静岡県下三州二十三郡一百余万人ヲ以テ自治ヲ為シ天下ト並ヒ立テ以テ國家ヲ護リ改良進歩ノ計ヲ為サント欲スルモノナリ。而シテ其資料ヲ蓄ヘ元素ヲ養成スルニ於テ國家学ヲ舎テ又何ノ道アルカ、余カ輩不似ト雖モ諸君ト与ニ身ヲ竭シテ事ニ斯ニ從ハン。良一郎再拜稽首謹テ我カ同胞兄弟諸君ニ告ク、天下ハ天下ノ力ヲ以テ獨立スヘク、一県ハ一県ノ力ヲ以テ獨立スヘシ。一町一村一家ノ事皆ナ然ラサルナリ。而シテ天下有力ノ士各自其主義ヲ異ニシ、党派ヲ闘ハシムルカ如キ、夫レ將タ何ノ原因ニ在ルカ、恐ラクハ是レ國家学ノ未タ攻究セサルニ坐スルニ非ランヤ。諸君、今日ノ天下ハ昔日ノ天下ニ非ス、宇宙其象ヲ易ヘスト雖モ、人事ノ更革桑海雷ナラサルナリ。若シ幸ニ微衷ニ採ル所アラハ、願クハ速ニ贊成ノ書ヲ賜ヘ。謹テ會則ヲ草シテ會員ヲ募集スルコト爾リ。

余カ此書ヲ草スル実ニ明治二十二年一月一日ニ在リ。時ニ盟友岡山法学士ノ來ルニ會ス。之ヲ示スニ節ヲ擊テ相喜ヒ、期セスシテ其意ヲ同フスルヲ話シ、乃チ携フ所ノ國家学会雜誌數冊ヲ出シテ之ヲ証ス。又國家学会諸士ノ本県ニ來遊シ其學說ヲ講明スルノ紹介ヲ為サント約ス。何ソ其多幸ナル、依テ之ヲ本県ノ志士ニ話ス。志士首唱者タルヲ諾スルモノ頗ル多シ。於是其姓名ヲ録シテ普ク本県三州志士ノ贊成ヲ需ムト云。遠江国佐野郡倉真村岡田良一郎再拜稽首シテ白ス。

(5) 『静岡大務新聞』一八八七年一月二二日廣告。『静岡県自由民権史料集』七二四頁。

(6) 『静岡大務新聞』一八八七年一月五日。『静岡県自由民権史料集』七二四頁。

(7) 菊川町史編さん委員会編『菊川町史・近現代通史編』(一九九〇年)三〇五―三一二頁で、岡田の出身地掛川に隣接する現菊川町域における事例を示しておいた。

(8) 『静岡大務新聞』一八八八年一〇月三日。

(9) 静岡県における大同團結運動の隆盛と内部対立については、静岡県民権百年実行委員会編『ドキュメント静岡県民権』三一書房、一九八四年、第七章参照。

(三) 会員組織と事業

会員には「本県出身ノ貴顕学士等」の名誉会員、年会費一円納入の特別会員、年会費三〇銭納入の普通会员の三種類があった。このほか設立過程で岡田をはじめ首唱者に名を連ねた一六名がいるが、かれらは設立後の特別会員とみなしてよいであろう。名誉会員は九名、東京在住の榎本武揚、中村正直、本間清雄、赤松則良、大鳥圭介、杉享二、津田真道、福島在住の永峰弥吉、静岡居住の関口隆吉である。¹⁾ 関口は旧幕臣で当時の静岡県知事であったが、東海道線列車事故で静岡県国家学会開設直後の五月一七日に死亡している。永峰弥吉は静岡県大書記官を勤めて福島県に転任した旧幕臣、本間清雄は遠江国池新田（現浜岡町）の藩医の家の出身であるが、ジョゼフ・彦、岸田吟香らと日本最初の『海外新聞』の発刊に携り、のち外務省に入つてオーストリア公使などを歴任した。²⁾ 榎本、中村、赤松、大鳥、杉、津田も旧幕臣で、榎本は黒田清隆内閣の通信大臣、一八八九年三月二二日から文部大臣に就任している。大鳥は当時学習院長であり、八九年六月三日からは駐清国特命全権公使に転じている。津田、中村、杉は徳川家の駿河移封とともに開設された府中（静岡）学問所教授、赤松、杉はほぼ同時期に設立された沼津兵学校教授であった。その縁で名誉会員を依頼したのである。なお、榎本、大鳥、中村は先の規則改正による会員資格拡大のとき入会した国家学会々員であった。

岡田はこうした全国的知名士であった名誉会員の賛同を得つつ、地元で先ず「首唱者」を獲得している。首唱者に名を連ねているのは一六名で、岡田のほか豆州田方郡の江川英武、駿州有渡郡海野友三郎、同志太郡青池雄太郎、同庵原郡西ヶ谷可吉、遠州引佐郡近藤準平、同敷知郡岡部讓、竹山謙三、竹山平八郎、竹村太郎、同城東郡岡村信太郎、橋本偉太郎、同榛原郡戸塚国次郎、大塚義一郎、落合登一郎に、東京の岡山兼吉である。そして開設準備段階から『論纂』発行の六月までの特別会員は二九名、普通会员は二三名であった。³⁾ 首唱者の一六名をあわせて六八名であり、これらの

人びとによって静岡県国家学会が発したといつてよいであろう。その後会員は増加しており、『論纂』第五号までに登載されている会員数は名誉会員九名のほか、特別会員が首唱者を含めて九一名、普通会員が九七名、合計一九七名にのぼった（他に一名脱会者がいるが、加入者名簿には登載されておらず不明）。約二〇〇名の会員を擁する組織に成長しているが、地域的に見ると遠州が九〇名（特別会員四一名、普通会員四九名）、駿州九三名（特別会員四七名、普通会員四六名）で、豆州は四名（特別会員二名、普通会員二名）にすぎなかった。規則第二条のごとく静岡（駿州）に本部をおいたほか、浜松（遠州）と三島（豆州）に支部をおき全県的結集をはかったが、豆州への広がりには果せなかったのである。

第八条で規定されていくと、役員の内選をはじめ会運営を担った特別会員（首唱者）を見ると、県官から名誉会員関口隆吉知事のほか警部長相原安次郎、労務課長兼静岡尋常師範学校長蜂屋定憲、鉄道掛長河村八郎次が参加しており、郡長経歴者は岡田のほか近藤準平、竹山謙三、大塚義一郎、足立孫六、松島吉平、宮崎総吾の七名、県会議員経歴者は岡田、竹山、松島のほか竹村太郎、西ヶ谷可吉、池ヶ谷繁太郎、福本猪三郎、笹間洗耳、板倉甫十郎、樽林宇太郎の一〇名を数えることができる。首唱者であった江川英武は江川太郎左衛門の長子で旧葦山県知事のの内務省・大蔵省に出任したが一八八六年病気のため辞職、静岡県国家学会設立当時は伊豆学校長をつとめていた豆州随一の名士であった⁴。また、前田五門、坂井牧之助ら新聞記者・言論人も参加している。

これら県官・郡吏・県議員・言論人をはじめ戸長・町村長など各地域の名望家層の参加を得て発足したのであるが、役員は六月一六日の特別会員による会合で次のとおり互選されている⁵。

会長 岡田良一郎 副会長 宮崎総吾

幹事 竹山謙三、竹村太郎、鈴木九一郎、伊藤七郎平、戸塚国次郎（以上遠州）、青池雄太郎、笹間洗耳、森本大八

郎、海野友三郎、西ヶ谷可吉（以上駿州）、江川英武、福本猪三郎（以上豆州）

編纂委員長 板垣不二男 同委員 森本大八郎、青池雄太郎、戸塚国次郎

事務員 三浦錠蔵

副会長の宮崎総吾は有渡郡大里村（現静岡市）の豪農商で、安倍川治水・宇津谷墜道開削など治水土木事業に貢献するとともに明治維新直後渋沢栄一が設立した静岡商法会所・常平倉に協力、静岡第四大区長、朝陽義塾開設、三新法施行とともに有渡安倍郡長などを歴任しており、一八九〇年県下第三位の多額納税者として貴族院多額納税議員に互選されている。⁽⁶⁾

幹事は規則第七条によれば遠州、駿州、豆州各五名ということになっているが、豆州からは江川、福本の二名のみである。

『論纂』の編集委員四名のうち委員長の板垣不二男は一八八七年二月国家学会設立当初からの会員で法学士、静岡在住であった。『静岡大務新聞』一八八九年四月二日附録掲載の三月二四日付「稟告」によると、「凡ソ国家ニ関スル學術ニシテ名論卓説ヲ抱持セラル、会員諸君ハ論文御起草ノ上寄書アラハ、本会ニ於テ東京国家学会学士ノ検閲校正ヲ経テ之レヲ取捨シ編輯印刷シテ発売致スベシ。此旨稟告ス。但、取捨ハ編輯人ノ特権ニ在リトス」とあり、「東京国家学会学士」であった板垣が編輯人になったのであろう。しかし、『論纂』奥付によると編者は静岡県士族森本大八郎となっており、板垣がどの程度関与したかはわからない。しかも板垣は一八九〇年一月ないし二月に「東京国家学会」を退会しているのである。⁽⁸⁾ 編纂委員で『論纂』の編者となっている森本大八郎は静岡速記法伝習会々長、静岡県会・静岡市会書記の速記者で、一八九〇年四月静岡県速記者組合を設立しており、⁽⁹⁾ 国会開設とともに帝国議会速記者（臨時雇）に就任している。⁽¹⁰⁾ 静岡県国家学会における講演は森本ら専門の速記者が筆記し、『論纂』として編集刊行されたのである。

事務員の三浦錠蔵は静岡市呉服町三丁目で書肆擁万堂を営む三浦定吉の關係者であろう。三浦定吉方が静岡県国家学会の仮事務所になっており、加盟申込・会費払込などを同所で取扱っている¹¹⁾。また、三浦定吉は『論纂』の発行者になつてゐる。なお、役員ではないが特別会員の前田五門が印刷者になつてゐる。前田は函右社持主であつた。講演等は速記者森本らが筆記編集の実務にあたり、『静岡大務新聞』系の函右社で印刷、擁万堂店主三浦定吉が発行者となつて販売業務を引き受けたのである。

このような態勢をもつて開設された静岡県国家学会の事業は學術演説会の開催と『論纂』の発行が中心であつた。規則第三条、第四条の規定によると、本部静岡で八月、十一月に學術討論演説の「常会」を開催し、別に適宜臨時会を開催することになつてゐる。ただし、設立一か月後の六月一六日に開かれた特別会員による会合で、静岡では隔月一回、沼津、掛川、浜松の三か所で年二回開催することを決議してゐる¹²⁾。

『論纂』の発行については、第十条に「本会常会ノ討論演説筆記ハ印刷シテ会員ニ頒ツヘシ」とあり、この規定に基づいてゐるが、先に引用した『論纂』の「例言」第一に続いて第二では、「本書ハ主トシテ東京国家学会員及名誉会員、特別会員ノ論説講談ヲ編纂スヘシト雖モ普通会员ノ起草ニ係ル論説ヲ登録スルコトアルヘシ」と拡大されてゐる。しかし、実際には常会・臨時会での講演を筆記編集して出版されてゐる。現在確認できる『論纂』第五号までの発行年月日は、一号一八八九年六月一三日、二号同年九月二五日、三号同年十二月二一日、四号一八九〇年四月二三日、五号同年一〇月一〇日であり、その内容は国家学会学士ならびに名誉会員、特別会員の講演筆記を中心に「本会記事」、「会費広告」、書籍の広告等からなつてゐる¹³⁾。

常会・臨時会は一八八九年五月五日の創立演説会を最初に、翌年九月二二日まで一三回開催されてゐる。次のとおりである。

一八八九年七月一四日、掛川農学社にて。岡田良一郎「国家学ノ三綱領」、森本大八郎「本会ノ目的」、一木喜徳郎「国家学ノ種類及研究法」、末岡精一「憲法ト行政法ノ關係」、岡田良一郎「税法論」

同年七月一五日、浜松報徳館にて。森本大八郎「本会ニ対スル批評ニ答フ」、岡村信太郎「国家学ノ大意」、戸塚国次郎「代議士論」、一木喜徳郎「英国憲法ヲ研究スル方法」、末岡精一「各国撰挙法」、岡田良一郎「国家学ノ三綱領」、末岡精一「予算ト法律トノ關係」

同年八月一五日、沼津浅間神社拜殿にて。岡田良一郎「開会ノ趣旨」、岡田良平「社会单位ノ変遷」、嵯峨根不二郎「財政学ノ必要」¹⁴、和田垣謙三「貨幣ノ話」、渡辺洪基「国家ノ觀念」、杉享一「政党論」

同年八月一六日、静岡宝台院にて。岡田良平「社会单位ノ変遷」、嵯峨根不二郎「財政学ノ必要ヲ論シ併テ帝國議會財政参与権ヲ説ク」、岡田良一郎「租稅論」、和田垣謙三「放任主義」、板倉銀之助「各人各別ノ実地」、渡辺洪基「国家ノ觀念」¹⁵

同年一二月一日、静岡市下八幡宝泰寺にて。森本大八郎「開会ノ趣旨」、戸塚国次郎「模倣論」、穂積八束「行政裁判及撰挙法」、岡田良一郎「国家有四維」、阪谷芳郎「経済学沿革論」¹⁶

一八九〇年三月二日、掛川農学社にて臨時學術演說会。森本大八郎「議事報告ノ自由」、岡田良一郎「自家ノ精神」、林田龜太郎「英国政黨論」、岡田良一郎「国家經濟論」、林田龜太郎「英国議事表決法」

同年三月九日、安倍郡千代田村下足洗報徳社にて地元有志招待學術演說会。森本大八郎「静岡県国家学会ノ目的」¹⁷、「撰挙ノ標準」¹⁸、「帝國議會ト速記術」

同年三月一六日、静岡宝泰寺にて。森本大八郎「議事報告ニ就テ」、岡田良一郎「殖産興業ヲ盛ニスル必要ヲ論ス」、松崎藏之助「経済的事業」、加藤弘之「立憲政体ト自治制度」¹⁹

同年九月二〇日、磐田郡見附町報徳館にて。岡田良一郎「国家学ノ方針」、真中直道「国ノ盛衰」、本野一郎「治外法権ニ就テ」、末松謙澄「代議政上将来ノ問題」

同年九月二一日、掛川農学社にて。岡田良一郎「国家経済ニ就テ」、真中直道「人口論」、本野一郎「衆議院議員撰挙ニ就テ」、末松謙澄「道路河川原野ニ就テ」

同年九月二二日、志太郡藤枝町洞雲寺にて。岡田良一郎「国政論」、真中直道「議院政治」、本野一郎「現行条約ニ就テ」、末松謙澄「政党論」、森本大八郎「本会ノ目的」¹⁷⁾

以上一三回の学術演説会における講演の多くは『論纂』に掲載されている。講師は二〇名にのぼる。そのうち一三名は東京の国家学会々員で岡田良一郎を加えて一四名、さらに杉亨二、岡田良平（文学士）、板倉銀之助（同）を含めて錚々たるメンバーである。国家学会からの講師のうち渡辺洪基、和田垣謙三、末岡精一は評議員で、設立当初五名おかれた評議員のうち三名が静岡にきている（渡辺は評議員長制を採用してからの評議員長であった。また評議員を「無定員」として一八八八年一〇月には九名に拡大しているが、渡辺の後継者として九〇年六月から評議員長になった加藤弘之も講演にきている。他に阪谷芳郎は雑誌委員・会計主任幹事、林田亀太郎は雑誌委員、松崎蔵之助は幹事・雑誌委員を担任している。国家学会の主要幹部と若手の実務担当者が来ているのであり、この点からしても静岡県国家学会の設立当初のみならずその後の活動にも国家学会が組織的な援助を惜まなかったことが窺れるのである。

学術演説会は二時間程度の場合もあったが、多くは午前・午後にまたがり数時間に及んでおり、参加者も二〇〇名から六〇〇名以上に達している。静岡での常会ときは尋常中学校・尋常師範学校の学生も聴講しているが、見附報徳館での学術演説会でも参加者六〇〇名と記されており、地域的広がりをもった名望家層の結集に少なからぬ効果を発揮したものである。

一八九〇年三月三日の掛川農学社における臨時學術演説会は、その演題からしても明らかに七月一日投票の第一回総選挙の対策であったことが窺われる。演説会終了後の懇親会において「学理的ヨリ時事ニ談シ⁽¹⁸⁾」と特記されているのである。静岡県国家学会は政党から不偏不党の學術研究団体を自任していた。しかし岡田は、現実的には自由党系や改進黨系など民党勢力との対抗的關係を強めていたのであり、静岡県国家学会そのものもそのような性格を有していたといえよう。第一回総選挙で岡田は不偏不党の「中立」を標榜し、第四区で改進黨系の丸尾文六と激しい選挙戦を展開しており、岡田の政治的立場は「保守」とみなされている⁽¹⁹⁾。当選後、八月には津田真道、末松謙澄らと「吏党」的性格の大成会結成に参加しているのである。

第一回総選挙で当選した岡田の政治的活動の舞台は東京に移った。副会長の宮崎総吾も貴族院多額納税議員に互選されている。そして『論纂』の実質的編集者森本大八郎も帝国議會会速記者に採用され上京している。以後、静岡県国家学会の活動の形跡は見られない。静岡県国家学会を支えてきた三人の東京進出によって、事実上活動を停止せざるをえなくなり、自然消滅したのではないかと思われる。

この点では、地域への定着性は稀薄だったといえるが、岡田自身は一八九二年二月の第二回総選挙以後自由党から立候補しており、民党勢力の地域基盤に負うかたちで選挙戦に臨んでいる⁽²¹⁾。次に、こうした静岡県国家学会消滅後の政治活動の軌跡を含めて、体系的な国家学の講究に熱意を燃やした岡田良一郎の国家思想の特色を検討することにする。

- (1) 『論纂』第一号、四七頁。
- (2) 小笠医師会編『小笠医師会史』一九八一年、四九六頁。
- (3) 『論纂』第一号、四五〜四七頁。
- (4) 山田万作編『岳陽名士伝』一八九一年、二三〜二七頁。

(5) 『論纂』 第二号、五二―五三頁。

(6) 『岳陽名士伝』 一―一八頁。

(7) 『国家学会雑誌』 第一号、六一頁。

(8) 『国家学会雑誌』 第四卷第三六号、一八九〇年二月一五日、一三一頁。

(9) 『論纂』 第四号、一八九〇年四月二三日、三九―四〇頁。

(10) 『論纂』 第五号、三三頁。

(11) 『論纂』 第一号、五〇頁。

(12) 『論纂』 第二号、五二頁。

(13) 厳密にいえば、岡田良平の講演筆記は、岡田良平が「東京国家学会学士」、静岡県国家学会々員ではなかったので、例外である。なお、『論纂』の目次を掲載しておく。

第壹号（明治二十三年六月十三日）

開会ノ旨趣ヲ告ク

国家学ハ攻究セサルヘカラス

憲法々理ノ要点

経済論

国家学私見見^附 税法ヲ簡易ニシ物産ヲ繁殖スル方法ヲ論ス

雑録

静岡県国家学会々員ヲ募集スルノ書及規則

会員姓名

本会記事

第貳号（明治二十二年九月二十五日）

憲法ト行政法ノ関係

国家学ノ大意

国家ノ観念

財政学ノ必要ヲ説キ帝国議會会財政参与権ニ及フ

税法論

学士院会員

帝国大学教授文学士

同

岡田良一郎

杉享二

穂積八束

和田垣謙三

岡田良一郎

文学士

特別会員

帝国大学総長

法学士

会長

未岡精一

岡村信太郎

渡辺洪基

嵯峨根不二郎

岡田良一郎

大東法学 第一九号

社会单位ノ変遷

婦化法

本会記事

入会各人名

本会規則並広告

第三号 (明治二十二年十二月二十一日)

一家ノ経済

国家有四維

経済学沿革論

婦化法 (承前)

本会目的

入会人名

本会記事

第四号 (明治二十三年四月二十三日)

英国政党論

立憲政体卜自治制度

経済的事業

国家経済論

代議士論

議事報告二就テ

本会記事及経費報告 入会人名 広告
第五号 (明治二十三年十月十日)

現行条約二就テ

国ノ盛衰

代議政上将来ノ問題

行政裁判及選挙訴訟

文学士 岡田良平
法学士 一木喜徳郎

学士院会員 杉享二
会長 岡田良一郎
文学士 阪谷芳郎
法学士 一木喜徳郎
特別会員 森本大八郎

臨時帝国事務局書記官 法学士 林田亀太郎
元老院議員 学士院会員 文学博士 加藤弘之
大学院学生 法学士 松崎藏之助
会長 岡田良一郎
特別会員 戸塚国次郎
特別会員 森本大八郎

仏国法律博士 本野一郎
文学博士 真中直道
文学士 末松謙澄
文学士 穂積八束

経済的事業(承前)

議事報告ニ就テ(承前)

本会記事及入会人名 広告

法学士
特別会員

松崎 藏之助
森本 大八郎

(14) 以上、「本会記事」『論纂』第二号、五三―五五頁。

(15) 「本会記事」『論纂』第三号、三六―三七頁。

(16) 以上、「本会記事」『論纂』第四号、三七―三八頁。

(17) 以上、「本会記事」『論纂』第五号、三三―三四頁。

(18) 『論纂』第四号、三八頁。

(19) たとえば、『静岡大務新聞』一八九〇年七月五日の「第四区撰挙会の景況」では、「当選者 千三百八十八票 (保守) 岡田良一郎」としている。

(20) 会長の岡田良一郎と副会長の宮崎総吾が静岡県国家学会の財政を支えていた。『論纂』第四号附録の「明治二十二年会費広告」によると、二五〇円三八銭の支出を賄ったのは、会費領収三九円五〇銭のほか、宮崎総吾寄附五〇円、岡田良一郎出金一六〇円八八銭であった。会員数からすると会費納入は芳しくなく、岡田の出金に依存していたのである。

(21) 第二回総選挙では改進黨系の丸尾文六に敗れている。このときは接戦であったが、第三回、第四回では大きく水をあけられ、第五回、第六回になると得票数もわずかになっている。

なお、本稿は平成三年度科学研究費補助金による「戦間期日本資本主義の国家像」に関する研究成果の一部である。